

保護者の皆様

智頭町教育委員会教育長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について

このたび、2月27日の報道でありましたように、内閣総理大臣の小・中・高等学校及び特別支援学校における一斉の臨時休業要請を受け、子どもたちの健康・安全を第一に考えて、本町では、下記の通りの対応をとることとしました。保護者の皆様には、ご心配、ご迷惑をおかけしますが、児童生徒の健康を守るため、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業日について

- ・智頭小学校 令和2年3月2日（月）から3月24日（火）まで
- ・智頭中学校 令和2年3月5日（木）から3月24日（火）まで
- ※学校の状況に応じて小中学校で異なる休業日となります。

2 出校日について

- ・智頭小学校 令和2年2月29日（土）午前中（給食・弁当なしで下校） 全学年
- ・智頭中学校 令和2年3月2日（月）から3月4日（水）まで 全学年

3 卒業式について

- ・智頭小学校 令和2年3月19日（木）
- ・智頭中学校 令和2年3月10日（火）
- ※各学校に応じて簡略化したものとし、マスク着用、アルコール消毒等の徹底に努め、実施する。詳細については、各校の文書をご確認ください。

4 家庭における注意（県教育委員会発の別添チラシを参照）

- ・毎日の検温の実施（チラシ裏面を活用し記録）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る症状が出た場合、所属する学校に必ず報告
- ・不要不急の外出、公共交通機関の利用は控えてください。塾や習い事、イベント等への参加についても同様に控えてください。
- ・臨時休業に伴う自宅待機困難な児童の緊急預かりについては、別文書でお知らせします。

5 その他

- ・新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、出校日等の新たな対応が必要となった場合は、学校等を通じてあらためて連絡します。